

井戸川かわら版

井戸川裁判
(福島被ばく訴訟)
ニュース

発行：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会 発行日：2025年1月22日

〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6 東電原発事故研究所内

事務局：080-4865-3159（稲垣） idotawasasacrukai@yahoo.co.jp

Web：<http://idotawasupport.sub.jp/>

No. 31

かわら版編集・写真：080-1101-8072（沼尾） え：山本純子 組版協力：市民じゃ〜なる

8 最高裁判所の判示を読む

2022（令和4）年6月17日、最高裁判所第二小法廷での「津波対策をしても本件事故は防げなかった」という、国責任否定の判示は、全国の同類裁判の原告たちと国民に大きな衝撃。……

が、冷静にこの判示を分解して原告に都合の良い解釈すると、以下の結論に。

- 被告国は被告国民と同類項。 • 被告国に責任がないということは、国民にも責任がないという意味に。 • 国民に責任がないことを国の行政機関は、国民に法的に強いることはできない。……国が事故対応に関われないので、国民の税金を事故対応に使うことができない。 • 国に責任がないので、災害対策基本法にも原子力災害対策特別措置法にも関わる役務が国に存在しなくなる。……国民には本件事故の復旧・復興に要した負担金（特別課税）を支払う義務は存在しない。
- ゆえに、被告東電は最高裁判示によって、単独で本件事故で発生した債務の一切の責任が確定。

本件事故によって、国民、被災者に恐怖を与え地域社会を破壊……、事故前の状態になるまで、被災者に対して被告東電はその責任を果たさなければならない。

▲ 公人はウソがつけない 井戸川克隆（省略あり。全文はP2～18参照）



24年9月18日東京地裁、30回口頭弁論前の集会▶

〔私 の 主 張〕	公人はウソがつけない ……………原告 井戸川克隆	2
〔証人尋問傍聴記〕	第30回口頭弁論報告 ……………富塚元夫	19
	原告本人尋問傍聴記……………中村宜文	20
〔漫画〕	事故は終わっていない（第11回）……………常夏さわや	23
第31回	口頭弁論期日（2月5日）のお知らせ……………	24
あとがき	……………	24

公人はウソがつけない

令和 6 年 11 月 15 日

原告 井戸川克隆

お 礼

第 30 回口頭弁論における本人等尋問に際し、多くの傍聴者の皆さんにお出でいただきありがとうございました。おかげさまで、本人尋問・証人尋問が無事終えることができました。

当裁判を長年お支えくださいました皆様に、改めて心から感謝申し上げます。

裁判の大きな山場が尋問ですので、原告が求める姿を周到に準備して裁判所に申請しましたが、菅直人元政府災害対策本部長と東京電力株式会社福島第一原子力発電所元所長の小森明生の二人の証人を裁判所が除いてしまったので、原告の目標は半減されてしまいました。別紙において証人尋問調書を含めた顛末書で、内容をご報告いたします。

さて、人生の設計に裁判を置いていなかった原告は、全てが初めての経験なので、先読みが不十分の中で進めてきました。特に、訴訟代理人とは二度とも、準備書面に現場の事実を含めることについて意見が合わず、やむなく委任契約を終了せざるを得ない状態での尋問なので、効果は半減するなという思いがありましたが、やはりそうでした。

従来の原告の生業は、装置・機器等の前例がないトラブルを修理することでしたので、現場で状態の観察・チェック・発見そしてトラブル回復という手順で修理をしてきました。

このため、本裁判においては、原告として本件事故以前から原子力行政に関わってきた経験をもとに、本件事故時の対応のウソを証拠として、違法性を主体に主張、反論を行ってきました。所謂、感情論ではなく、法と証拠を中心に主張しています。

これは、原発事故発生以降から、双葉町民と国民が官僚に騙されている姿を見るに堪えがたいからです。又、原告が双葉町長として、双葉町災害対策本部長として、被告らが町民にウソと偽装で、認諾してはいけない苦役を与えていることが赦せないからです。

ついでに申し添えますと、2002 年、文部科学省所管の地震調査研究推進本部が発表しようとした、長期評価の 15.7m の大津波の調査結果の公表を止めたのは内閣府中央防災会議（担当者

村井)で、この時の内閣総理大臣は小泉純一郎でした。又、平成22年通常国会に津波対策法案を自民党の二階俊博を中心に提案しましたが、菅直人政権はこれを審議せずに棚上げにしていました。この法案を成立させていれば東日本大震災の惨状は軽減できたと、翌年の通常国会で自民党の議員から追及されると、菅直人は非を認め、この法案を一部修正して可決したのです。

従いまして、本件事故の全てが自然災害とは程遠く、人災の塊で、一方的に国民が犠牲にされているのです。

【これ以上は、別途語らせていただきます。】

井戸川裁判の本旨

原告の立場

原告は、双葉町長として私心を方途としたことはありません。町は倒産の危機にありましたので、町長給料を50%削減し自ら身を切りました。平成19年度からは70%削減しました、これは、国内で初めてではなかったかと思います。こうして、自らの覚悟を町民・議会・職員に知らしめて、町の膨れ上がった予算のカットを断行しました。特に削ったのは、建設事業でした。国の予算が付いた事業を止めるのに、事業そのものを廃止するために、福島県とも交渉しました。国の予算は県を通しますので、断ると困るのは福島県なので、執拗に実施を迫られましたが、破綻を目前にしている双葉町にとっては、背に腹は代えられない事態なので無理を押し切って返上しました。この時、国と県の都合に押し切られて、予算化された事業を行っていたら、破綻の道へまっしぐらだったでしょう。

この時の原告は痩せる思いでしたので、本当に痩せました。現在、原告は原発事故で痩せていますが、当時は町が抱えた借金のやりくりで痩せて、椅子に骨盤が当たり、斜めに座っていました。原告はこの時、臥薪嘗胆そのものでした。これも、徹底すれば救う神も現れるもので、電源交付金の使途が緩やかになり、職員の人件費にも使えるようになり少しずつ上を見る兆しがでてきたので、平成23年度町の予算に反映することができました。この時に、破綻から回復へ目指す分岐点にあって、町の平成24年度予算審議中(3月11日)に大地震・大津波そして原発事故で、双葉町は被告らの陰謀によって再び奈落の底、阿鼻叫喚の地獄へ落とされたので、原告の怒りは天まで届く大きさなのです。

本件事故の責任は、東京電力の経営者たちの狂った判断と、原子力規制の頂点にいた経済産業省原子力安全・保安院の人為的な任務懈怠によって、引き起こされたものです。

平成23年3月7日に東京電力は巨大津波の報告を原子力安全・保安院にしました。この時に1号機から3号機までの運転を止めていたら、本件のような過酷な事故には至らなかったのです。

平成23年3月7日に東京電力が、双葉町等に安全確保協定に従い津波情報を届けていたら、即ち、発電所の運転を止めるよう要請することができましたが、安全確保協定に反して情報を止め、事故を招来させたことは国と東電の不作为なので、本件事故の被告らの責任を追及しているのです。

裁判を通じて判明した事実

1. 福一はなぜ壊れたのか

第一原子力発電所の基本設計が地震と津波ごときで壊れるものを作っていたことを、発電所周辺自治体に「止める」「冷やす」「閉じ込める」とウソを語り、騙した結果招いた人災事故なのです。一方、女川原子力発電所と東海第二原子力発電所は長期評価に従い、物理的に津波対策を施したので発電所と周辺自治体を壊さなかっただけの話です。

2. 防災訓練を葬った理由

平成22年度福島県原子力防災訓練のとおりには本件事故に対応すると、加害者がだれか明白になることを恐れた者たち（内閣府中央防災会議、経済産業省資源エネルギー庁、原子力安全・保安院と福島県）が防災訓練の実績を葬りました。

平成22年度福島県原子力防災訓練に参加した総勢は約3,000名なので、防災訓練の実績を葬ることは容易ではないのですが、そのほとんどが公務員なので、かん口令を敷かれるとウソでも、隠ぺいでも上司には逆らえないことを悪用しているから、ウソ・偽りが通用しているのです。

特に許せないのは、福島県立医大が第二次緊急被ばく医療機関に指定されていながら、自分たちだけで安定ヨウ素剤を職員並びに家族まで服用させておきながら、被ばく被害を自ら否定し、傘下の医療機関に被ばく被害を一般の病気と言わせているのが実態なのです。

平成22年度福島県原子力防災訓練の実績には、このような隠ぺいと捏造をおこなった記録は無いので、よく調べると被害の全容が白日のものとなり、被害地域が東海・東日本全体と太平洋沿岸に至っていることが分ってしまうので、平成22年度福島県原子力防災訓練の事実を隠ぺいしたいのです。

本件事故からウソ・偽りを除き、正確に調べると賠償・補償額が天井知らずになり、日本が破綻してしまうことを恐れた内閣府、経済産業省、外務省、財務省、銀行、証券等の思いに沿うための役者となっているのが、福島県と国策会社の東京電力ホールディングス株式会社の正体なのです。

平成22年度福島県原子力防災訓練の実績を無いものにして、福島県庁は実害の事実を風評被害に置き換えて、避難の必要性を隠ぺいし、挙句に、福島県民健康（管理）調査という防災訓練のメニューに無かったものを作り、被ばく被害を全面否定している姿を原告は、いずれ正体がバレるのに「頭隠して尻隠さず」と称しています。

国民の皆さんは、国とか県とか専門家という者たちのウソの言いふらしに抗うために、福島県のホームページから、平成22年度福島県原子力防災訓練の報告書を探して読んでください。事故発生からの虚偽・偽りの全容が分かります。

又、ウソを見抜くのに、原子力災害対策マニュアル（平成22年度以前の）も併せてご覧いただくと、本件事故後の対応で国がウソをついていることも明快に分かります。

3. 事故対応から原告を排除した理由と効果

*原告は、ウソの反動を知っているので、ウソをつかないことにしています。

しかし、国と福島県は違う。本件事故をウソまみれにしたのは内閣府を頂点に官僚とそれに連なる学者というウソを生業とする連中が、官僚が作文したことに従い意見を言っている（特名すれば、山下俊一、田中俊一、高村昇、長瀧重信らを含む被ばく被害否定論者たち）。彼らの正体は事実を語る学者ではなく、科研費、論文費、意見書作成費を得ることを生業とする「業者」なのである。

福島県はなぜウソをつくのかと言えば、福島県知事の真実に蓋をする資質にある。

佐藤雄平が真剣に平成22年度福島県原子力防災訓練の総責任者として訓練を主導していれば、原発事故の際に何が必要なのかが分かっていたいなければならないのに、この訓練の結果報告に蓋をしてしまった。双葉町を会場にした訓練なので、勢い原告は訓練を真剣にとらえていた。

この訓練では、発電所から緊急通報の原災法第10条通報が、原子力安全・保安院、福島県、双葉町、大熊町に同時に届けられたら、福島県も同じく第10条通報があったことを県内59市町村に通報しなければならなかった。第15条通報時にも同じく福島県は59市町村に通報することになっていた。しかし、福島県からの通報は第1報から原告が双葉町災害対策本部長でいる間、1回も通報されたことはなかった。

原告ら双葉郡6町を排除した理由を顧みると、原子力防災訓練を通じて事故時の対応はどのようにしなければならないのかを熟知している原告らが、事故対応の中心にいたら偽装ができないので排除したと考えている。

原子力防災訓練の実績から、事故が起きたら緊急事態対応拠点施設（オフサイトセンター）に常駐している原子力防災専門官が、原災法第10条通報を受けた時点で、あらかじめ決めている参集要員に一齐召集装置のボタンを押して、知らせることになっていたが、なぜか、事故の本番では一齐召集をしなかった。これを国、原子力安全・保安院はオフサイトセンターが停電したので一齐召集装置が使えなかったとウソを語っているが、3月12日午前3時に停電が回復したので、この時に一齐召集装置を作動して参集要員を参集させることは可能であったが、その後も参集を呼びかけなかった。11日の16時45分頃に東電から第15条通報が発報されたので、なおのこと、原子力防災専門官は双葉郡6町に参集の合図を出さなければならないのに、参集の信号は出していないのです。

このため、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町の担当者は誰もオフサイトセンターに参集していない。本件事故発生以降、上記の6町は、原災法に基づく平成22年度福島県原子力防災訓練の実績と、原子力災害対策マニュアルに定められていた地方自治体の責務

を妨害されたままにされて、現在に至っているのです。

これに違和感があったので、原告は何が原因か経過を調べました。やがて、膨大なウソ・偽りが判明したので、このウソを放置しておけないので、一人、町長として、災害対策本部長として、被告らのウソを裁くために提訴することに至ったのです。

現在、双葉郡の5町は、福島県のウソに同調して町民の信頼を裏切って、残念ながら偽りの復興に邁進しています。

4. ウソ・偽りの被害

原告を支えて頂いている皆さんと全国民は騙されています。本件事故は津波で壊れたのではなく、第一原子力発電所が日本で一番津波に弱いことを知りながら、運転を続けさせた規制主務省庁らの不作為が、原発を地震・津波で壊した作為的事故なのです。

本件事故を防げなかったことにしたいのは、第一義的責任者の、福島第一原子力発電所の設計審査に誤りがあったことを隠したい旧通産省（現経済産業省）なのです。

同じく第一義的に事故隠しをしたいのは、長期評価の公表と太平洋沿岸市町村に15.7mの津波対策を求めなかった内閣府中央防災会議を所管する内閣府なのです。

この二者の狭間に在って被告東電は、津波対策工事を始めると発電所周辺自治体に知られ、すぐ運転を止めろと言われる。今、東電は柏崎刈羽原発を止めながら大規模な修理を行っている。膨大な修理費で赤字経営になっているのに、福島原発の運転を止めたら赤字がかさみ、債務超過になり上場廃止になってしまうから、津波対策工事ができないという、とんでもない理由で原告ら双葉郡を騙した結果が確信的事故の真相なのです。

この三者は、本件事故発生時からウソ・偽りを今日まで続けています。

現時点でこの被害・損害を損金計上することはできません。理由は、ウソ・偽りが現在も続いていて、収束が見通せないからです。将来の子孫たちに損害賠償請求権を相続するしか手立てがないと判断しています。

相続しなければならないウソ・偽りの被害と損金の主な項目は、まず、本件事故発生以降、平成22年度福島県原子力防災訓練の成果に基づく事故対応体制に戻し、整然とした事故の対応をすること以外に考えられないので、至急、真の事故時の体制に戻して、被害・損害の積み上げをすることです。

5. 事故で損した者と得した者

(1) 本件事故で損をした者たちとは

ア. 事故の本質を偽装され、福島県民及び国民が事故時のウソを見せられて、これが原発事故なのかという強烈な第一印象で洗脳されてしまい、津波で発電所が壊れたことは自然災害だから、仕方がなかったという思い込みを悪用されて、軽挙妄動に駆られている人たち。

イ. 放射性物質を放出させた責任回避のために、正確に計測をしないで証拠のない空間線量値を用い、事故直後の緊急時環境放射線モニタリングの実測値を隠ぺいされて、汚染量は低い

と吹聴されている人たち。

ウ. 本件の偽装を成功させるために、平成 22 年度福島県原子力防災訓練の実際の映像を隠ぺいして、菅直人政府原子力災害対策本部長が登場して、事故に備えはなかったと公言させた印象操作。多くの国民は毎年行っていた原子力防災訓練の実態を知らされていない。防災訓練の実歴と事故後のウソと照合をさせない。又、福島県内の新聞、テレビは、事故前に訓練の様子を取材していたのに、原子力防災訓練の内容、シナリオを知りながら、事故後はこのことを広く県民に知らせない。毎年、福島県原子力センターと東電から報告されていた環境放射線測定データと、事故後の放射線のデータと比べさせないなどの虚偽が、政府と福島県が事故に絡んでついたウソを、隠ぺいするために画策されている人たち。

エ. 福島県民健康調査は、過去の防災訓練のメニューには入っておらず、偽装するために急遽作られた幽霊組織であることに気づかなければならない。防災訓練のメニューになっていたのは、オフサイトセンターに設けることになっていた原子力災害合同対策協議会の中に分担される、緊急被ばくを対応する医療班という役割が決められていたことを知らない人たち。

オ. ア～エまでを簡単にまとめると、被告国と被告東電にとって、福島県民と国民には自分たちの被害に気付かず、このまま黙っていてもらいたいと願っているに違いがない。

(2) 本件事故で得をした者たちとは

ア. 内閣府

内閣府中央防災会議が長期評価の公表を止めさせた結果、津波対策をしないで原発事故を招かせた責任の追及を、裁判所がかわしてくれたことで、損を得に換えさせた喜びは想像にしがたいものがあると思う。

イ. 経済産業省

経済産業省が推進してきた原子力行政の失敗が、本件事故であることは間違いない。この事故の甚大さから言えば、経済産業省の全部が無くなる規模なので、これに抗うことは予想されたので、勢い、ウソと偽装への取組みは全省庁を挙げて巨大化させた。しかし、いくらウソを積み上げてても事実の基礎は無いので、ウソの巨塔でしかない。

残念なのは、双葉郡の各町村長が福島県のウソになびき、災害対策基本法の第五条に定められている「住民の生命、身体及び財産の保護をせよ」ということを、放り投げて一般公衆の被ばく限度の 1 ミリシーベルト以下という基準を守らず、違法組織の内閣府原子力被災者生活支援チームが言う 20 ミリシーベルトという数値に従い、それぞれが避難解除を行い、住民たちに被ばく被害を推奨していることである。

このウソで事故の被害の矮小化を目論むことは、やがてブーメランのように、経済産業省自身に跳ね返ってくることが予想される。

ウ. 財務省

財務省は、事故対策諸費用で国運が止まることを考え、放射性物質による被害区域の拡大に神経をとがらせていた。しかし、この心配は内閣府原子力被災者生活支援チームの登場で、1 ミリシーベルト以下という公約を、20 倍の 20 ミリシーベルトという数値で、被ば

く被害を打ち消したので賠償額が低くなり、不安要素が解消されて国庫負担が増えないので大喜びだと考えている。

しかし、この喜びはやがて国民が壊すことを予想できる。

エ. 環境省

環境省は本件事故後に一番焼け太りした。中間貯蔵・環境安全事業（株）という組織を作った。この前身は、JESCOという名前で、PCB（ポリ塩化ビフェニル）の廃棄物の処理を受注してきたが、PCBの分解処理が進み、依頼量が減少してきたときに、放射性廃棄物の中間貯蔵に便乗して生き残りとした国策の株式会社である。

環境省にとって、原発事故は乾いたのどに水を得たことになり、本件事故で一番利益を得、官僚の天下り先が又増えたことになるために、本件事故に一番喜びを得ている。

国民の皆さんは、除染、中間貯蔵施設の全ては、汚染者負担の原則（PPP原則）に基づき被告東電の費用で賄っていることを忘れないでください。東電と経済産業省はずるいので、やがて国が支払うように法令を改正する恐れが強いので、監視を怠らないでください。

オ. 福島県

事故前の福島県の財政は、双葉町と同じく破綻寸前だったことを知る県民は少ないと思うが、事実だったので福島県が第一原発に寄せる期待は大きかった。最終的に目指していたのは第一原発の7・8号機の増設だったが、被告国が目指す、維持基準を先に認めさせ、次にプルサーマル運転を第一原発3号機で開始させることを、福島県と発電所所在町に先に認めさせることを優先させた。福島県と立地町（双葉、大熊、富岡、楢葉）は、維持基準とプルサーマル運転は認めた。残りは7・8号機の増設だけになった平成22年の暮れに、突然、内堀副知事から理由もなく、残りのGoサインの公表に待ったがかけられた。原告は、この時の詳しい理由を告げられなかったことを、今は悔やんでいる。

原告は、原告の訴訟中に某新聞記者から「高知新聞の記事」を読むように知らされたので、取り寄せて読んだら、内堀副知事がGoサインを止めた理由が分かった。

この記事の内容から、福島県が本件事故を偽装するに至ったのではないかと考えている。これに合わせて、福島県が福島県沿岸市町に通知していた、「平成17年度福島県沿岸市町津波避難計画策定の手引き」にも隠ぺいしたことが記されている。この資料には、双葉町の最大波高は3.8m、福島県の北端の新地町の最大波高は1.8mとなっていた。本件事故を翻り、福島県の策定の手引きと長期評価の公表を止めたことは、連動しているのではないかと疑いを持っている。

島崎邦彦氏の著書によれば、この時の総理大臣は小泉純一郎で、「内閣府中央防災会議で長期評価の公表を止めようと主導したのは村井という人物で、後に長野県知事になっていた。」と、記されている。

福島県がどうして県民の生命、身体及び財産の保護の定めを葬るような、県民の避難対策を妨害してしまったのか、が不明のままになっている。

カ. 福島県立医大

福島県立医大の防災訓練時の立場は、二次被ばく医療機関となっていたが、本件事故では四つの一次被ばく医療機関が10km、20kmの避難指示で避難したので、防災訓練のような被ばく患者の対応ができなかった。このために、福島県立医大は一次被ばく医療機関を兼ねなければならなかったが、本件事故ではそのようなことは行っていない。このことは、住民を避難させた政府原子力災害対策本部と、福島県原子力災害対策本部に責任が集中されるわけなので、福島県立医大に一次被ばく医療機関をフォローをさせなかったことは、それぞれの災害対策本部の不作為に当たる。

このような重責が課せられていた福島県立医大と病院関係者たちは、自分たちの生命、身体の保護のために安定ヨウ素剤を服用していた。これを不利益情報の不告知を利用して被ばく情報を隠して、県民の生命、身体の保護を遺棄したのである。

このようなことをしておきながら、福島県立大は福島県から委託されて、県民健康(管理)調査を行っているが、本件事故前に法の裏付けと所在、方法、目的について定められていなかったものが、事故後の後知恵で行われているが、そこで出された結論は何の意味も持たない。その理由は、平成22年度福島県原子力防災訓練の実際の映像には、オフサイトセンターに福島県現地対策本部が設けられ、合同対策協議会が開催され、ここに医療班が組織されることになっていた。ここで緊急被ばく医療、第一次被ばく医療の診療が行われることになっていたが、本件事故ではその形跡を見ることができない。ここで、総務省行政評価局が示した記述を以下に引用する。

(制度の概要等)

原子力災害時における対応については、防災基本計画(昭和38年6月中央防災会議決定、平成20年2月修正)において、国は、指定行政機関との連絡方法、初期動作等を定めた原子力災害対策マニュアルを整備することとされている。

原子力災害対策マニュアル(平成12年8月29日原子力災害危機管理関係省庁会議作成)においては、オフサイトセンター内に設置される原子力災害現地対策本部(注1)に、災害対応を迅速かつ円滑に行うため、機能別の7グループ(総括班、放射線班、プラント班、医療班、住民安全班、広報班及び運営支援班)を置くこととされ、さらにグループごとに関係省庁、地方公共団体、専門家等から成るグループの基本とされる構成員が示されている。この各グループの役割については、同マニュアルにおいて、以下のとおり示されている。

(制度の概要等)

原子力災害等において、被ばく患者が発生した場合には、この被ばく患者を受け入れることとされる医療機関へ迅速に搬送し、適切に被ばく医療を行うことが必要である。

防災基本計画においては、国及び地方公共団体は、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急被ばく医療体制を整備・維持するものとされている。

これら緊急被ばく医療体制は、汚染の有無にかかわらず初期診療や救急診療を担う「初期被ばく医療機関」、専門的な診療を担う「二次被ばく医療機関」、原子力立地道府県等では対応することが困難な高度専門的な診療を担う「三次被ばく医療機関」等からなっている。

福島県民健康調査委員会の公聴会に大きな違和感がある。それは、当事者（県民が）が登壇して事実を述べることを妨害していることは、県民の主権を侵害しているので、この会は無効である。県民の主権を妨害できることは、県知事に特別な事情（刑法等）がない限り行うことは認められていないはずである。しかも、検討委員は専門家というだけで、その経歴や臨床実績の立証がされていない者ばかりで、事務局の作文に沿った議論だけで議論がなされているように観察されるので、この調査委員会は無用である。

㊦. 東京電力と社員

得した者は、事故の責任者の東京電力である。誰が東京電力に「益」をもたらしたのか、それは菅直人政府原子力災害対策本部長と福島県原子力災害対策本部長を頂点にした公人たちである。

本件事故を惹起させた責任は東京電力株式会社元社長の勝俣恒久と取り巻きにあるが、津波対策の必要性を認識していた社員も同罪である。同罪という理由は、双葉町の場合、地震・津波の有った日、2011年3月11日の21時以降、社員と家族らが双葉町災害対策本部に申告せず、だまって、社宅から遠方に避難していった。これは、事故情報を優先的に得られる立場を悪用したもので、双葉町への裏切りと考えている。

その後がもっとひどい、彼らは遠く離れた東電の福祉施設や空いている社員寮へ避難していた。一方、町民たちは取り残されて、学校校舎、公民館等で一夜を過ごした。

3月12日は、川俣町の各施設に避難したが、暖房が行き届かず、十分な休養・食事と睡眠がとれる状況にはなかった。

本件において、被告らは事故の責任を果たさず、避難させられた人々に苦渋な思いを強要した。これに耐えることができなかった被災者の中から、自死を選ぶものまで発生させた事件を軽々しく、部外の者に判断されていることも含めて、全ての苦役を、社員

たちに返上したい。

ク. 偽証した専門家たち

低線量被ばくワーキンググループで被ばく被害を否定した者たちの多くは、原子力推進機関と何らかの利益相反関係を自ら表示するような対応だった。LNT 仮説を唱えておきながら、被ばく被害を否定している者もいたが、彼らに真実・信頼性を見出すことは困難だ。

彼らは、本件事故で直接被ばくをしていないのに、原告らを含む福島県民の被ばくを否定できるはずがない。彼らが原告の被ばくについて否定するのであれば、否定するだけの放射性物質の実測値を提示しなければ、原告に対するあてつけに過ぎない。

専門家は、何の専門家なのか資格証や検査の実歴と臨床例及び治癒例を示して、その検証を第三者に求めることが必要である。いやしくも、国民の生命、身体及び財産の保護に絡む重要な問題なので、軽薄な一般論や過去の論文からの情報だけでは通用しない。

坪倉正治に至っては、医師の精神であるジュネーブ宣言（日本医師会宣言）を正解しない役者である。福島民友新聞記事には始終、県民の被ばくの恐怖心を排除する内容を載せていた。これも先出の「力. 福島県立医大」の項を読むと、坪倉正治のウソが見えてくる。

6. 本件事故から見てきた法と証拠の考え方

(1) 法の解釈

「不遡及の原則について」を基本に原発事故の法の解釈が必要である。本件事故後に作られた様々な法律の根底は、規制側に有利に、被災者国民に不利になるような法便法が作られたことを、国民は見逃してはいけない。事故後に作った法律が事故前に保障された権利を侵害してはいけないという理が、不遡及の原則と原告は理解している。法は自然法が最良で、悪やウソを法律にしていけないという戒めを国民は共有しなければならない。(例：不利益変更禁止の原則)

(2) 専門家が言うのには証拠がない

「専門家が言うのには証拠がない」としたのは、一応、山下俊一を専門家と見立てて考えると、彼は福島県知事から何やら専門家として招聘された。この専門家が3月21日福島テルサの講演会で発した言葉は①「放射線の影響は、実はニコニコ笑っている人には来ません。クヨクヨしてる人に来ます。これは**明確な動物実験で分かっています。酒飲みの方が幸か不幸か、放射線の影響が少ないんですね。決して飲めということではありませんよ。笑いが皆様方の放射線恐怖症を取り除きます**」

また、週刊東洋経済が2012年6月30日号のインタビューで山下は、②「**事故直後、毎時10～20マイクロシーベルトという空間線量が各地で計測された。ただし、そのレベルはどんなに多めに見積もっても（がん発症が統計学的に有意に増加するとされる）**

100 ミリシーベルトに達することはないから『心配しすぎなくていい』と申し上げた」と語っている。

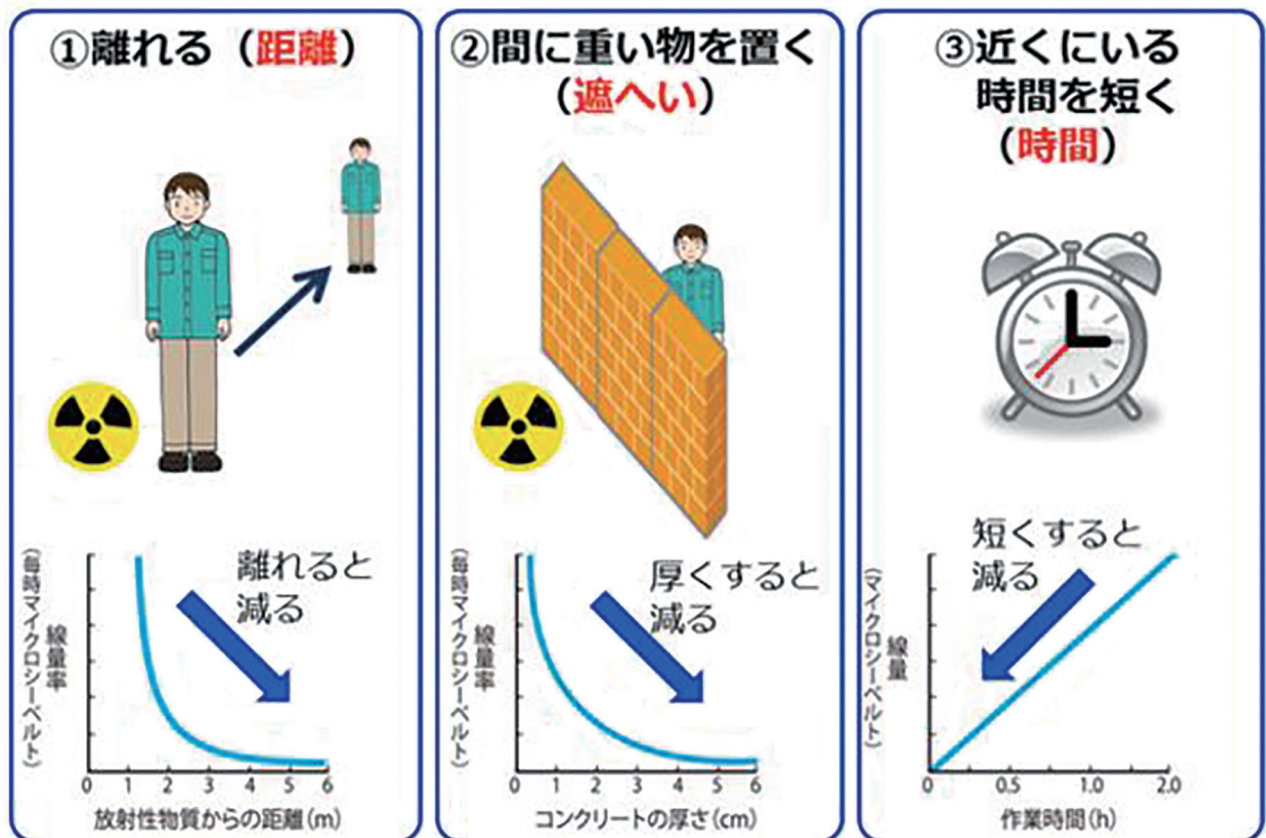
支える会員の皆さん及び善良な国民の皆さんは、上記の①、②の発言録を読んで、良いと思うことができますか？

この言葉で許せないのは、①の「笑いが皆様方の放射線恐怖症を取り除きます」という言葉に、笑いが臨床的、医学的に立証されていれば、医師が要らないことになるのですが、現実は違います。②の「心配しすぎなくていい」についても、証拠のない戯言に過ぎない山下俊一の言葉は、放射線の防護の考え方から大きく外れていることがよく分かる。

1 放射線防護の基本

線量低減

外部被ばくの低減三原則



《環境省の資料から転載》

ここに示した外部被ばくの低減三原則では、ニコニコ笑っていると放射線の影響が来ないとは表示されていない。したがって、山下俊一はウソをついたことが分かる。

これは、山下俊一が許しがたいウソを言いふらした反証になる。

福島県 心のケアマニュアル

今回、東日本大震災を経験し、そこで生かされたのは、正確な情報を収集し、被災者の気持ちになって考え、心のケアにとどまらず、生活や健康の広い視点からケアのあり方を考えるという、いわば、日常の臨床で必要な技術でした。災害という特殊な事態を想定して準備しておくことも大切ですが、想定されない事態も必ず生じるものです。日常の臨床で基礎的な技術の積み重ねが、非常時に慌てずに対応できる備えとなります。そして、非常時の対応の経験が、今度はまた、日常の臨床にも生かされる…そんな良い相互作用が得られると良いでしょう。

福島県精神保健福祉センター 所長 畑 哲 信

というマニュアルを福島県が流布しているが、事故の前に行っていた防災訓練の目的を達成しないで、無垢な県民を騙すために、このマニュアルがあってはならない。

そこで、平成22年度に行った福島県原子力防災訓練で、実施しなければならない計画を以下に示し、事故後に実施しなかった個所を強調する。

平成22年度

福島県原子力防災訓練実施計画

平成22年11月19日

福島県 広野町 楢葉町 富岡町
大熊町 双葉町 浪江町

5 訓練内容

今年度は、これまでの訓練の成果を踏まえ、総合訓練と個別訓練を下記により実施し、訓練手順・各関係機関間の連携の更なる向上を図るものとする。

(1) 総合訓練

ア 関係自治体が主体となって行う訓練項目

(ア) 緊急時通信連絡訓練

原子力発電所周辺地域の安全確保協定に基づく通報連絡、原子力災害対策特別措置法に基づく第10条通報及び同法第15条に規定する原子力緊急事態宣言に関連する必要な情報を緊急時連絡網システム等の通信機材を利用し、福島県原子力災害対策センター（以下「オフサイトセンター」という。）、国（経済産業省原子力安全・保安院等）、県、関係6町（広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町）、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び防災関係機関との間で、迅速かつ正確に情報を伝達する訓練を実施する。

なお、通信連絡については、福島県地域防災計画原子力災害対策編及び原子力災害通信連絡マニュアルに基づき行う。

(イ) 災害対策本部等の設置運営訓練

県及びE P Z *内関係町（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）が各地域防災計画原子力災害対策編等に基づき災害対策本部（県においては、原子力現地災害対策本部を含む。）の設置・運営を行い、防護対策の検討を行うとともに、オフサイトセンターとの情報伝達等の連携を図る訓練を実施する。

※ E P Z : Emergency Planning Zonesの略。「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（重点地域）のことで、あえて技術的に起こり得ないような事態までを仮定し、十分な余裕を持って原子力発電所からの距離を「約8 km～10 km」と「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）の中で定められている。

今回の訓練シナリオは東京電力株式会社福島第一原子力発電所を対象としていることから、E P Z内の町は富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町となる。

(ロ) 対策拠点施設（オフサイトセンター）への参集・運営訓練

緊急時にオフサイトセンターに国、県、関係6町、原子力事業者及び防災関係機関の要員が一堂に会するための参集訓練、オフサイトセンターにおいて、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会等を開催し、情報の共有、関係機関間の調整、防護対策（放射性物質による影響範囲の推定、避難地区の特定、避難方法の決定、安定ヨウ素剤の服用及び飲食物摂取制限等）の検討、決定及び状況確認等を行う運営訓練を実施する。

(ハ) 緊急時環境放射線モニタリング訓練

福島県原子力センターに緊急時モニタリング班を設置し、県機関、関係町、東京電力株式会社及び国関係機関に対し緊急時モニタリングの派遣要請を行い、参集した要員と連携して、環境放射線のモニタリング訓練を実施する。

(ニ) 緊急被ばく医療活動訓練

緊急時に県現地災害対策本部に医療班を設置し、関係機関に対し要員の派遣を要請するとともに、参集した要員と連携して、各避難所に救護所を設置するとともに、住民へのスクリーニング、問診、検査・除染、一般医療及び安定ヨウ素剤配布等の緊急被ばく医療活動の訓練を緊急被ばく医療活動マニュアルに従い実施する。

また、発電所内で発生した被ばくを伴う負傷者を初期被ばく医療機関、第二次緊急時医療施設、二次被ばく医療機関まで搬送（二次被ばく医療機関へはヘリコプターによる搬送を行う。）し、除染処置等を行う訓練を実施する。

(ホ) 住民等に対する情報伝達及び住民避難訓練

避難所を開設するとともに、災害時要援護者（高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者、妊産婦、外国人等）を含む避難対象地区の住民を避難所まで避難させ、避難住民登録や住民に対する情報提供を行うとともに、関係機関の協力を得て炊き出しによる食事の提供、生活必需品の提供等を行う訓練を実施する。

また、学校等における屋内退避訓練を併せて実施する。

(イ) 住民輸送・物資搬送訓練

住民避難にあたって、陸上自衛隊から災害派遣された輸送車両、県で用意するバス及び双葉地方広域市町村圏組合消防本部のマイクロバス等を利用し、集合場所から避難所まで輸送する訓練を実施する。

また、「災害時における物資等の調達に関する協定」を締結している業者に対して物資搬送の要請を行い、避難所に物資を搬送する訓練を実施する。

(ロ) 広報訓練

災害対策本部におけるマスコミへの対応訓練、環境放射線モニタリング値の速報伝達訓練、防災行政無線や広報車等の情報伝達手段を用いて、地域住民等に対して原子力災害関係情報（避難、屋内退避指示等含む。）を提供する訓練を実施する。

(ハ) 交通規制、立入制限、災害警備訓練

県警察、国関係機関による道路の交通規制・船舶航行規制、立入制限（陸上、海上）及び災害警備（陸上パトロール、ヘリコプターによる上空からの監視・映像送信）訓練を実施する。

そもそも、本件事故発生直後から、防災訓練の実績の殆どを実行していないことを棚に上げて、特にオ. について、全部実施していないのに「福島県心のケアマニュアル」が存在すること自体虚偽である。現実には蓋をしておいて、県庁がウソを流布することに、原告は心が落ち着けない状態にある。

(4) 専門家に資格制度がないと本件ようになる

本件事故後に被告らが推薦した専門家には、第一原子力発電所を中心に、過去・現在を語る者はいなかった。にもかかわらず、専門家ということはすなわち素人ですと語っている。代表的な山下俊一、高村昇、坪倉正治など、事故前に福島県原子力安全確保技術連絡会や福島県原子力安全確保連絡会及び福島県発電所所在町協議会等で顔合わせしたことも、彼らから意見を聞いたこともなかった。

それに、事故前に福島第一原子力発電所内をみたことも、歩いたこともないはずである。それらを合わせて考えると、原告は彼らを専門家という理解ができない。無理に理解するとすれば、過去の論文の研究者であって、実際に起きた原発事故で、原告のように強度に被ばくしたわけでもなく、さも事実のように語るのは、単に素人が語る言いふらしに過ぎないと判断している。

(5) 国際機関には証拠の提示がなければならない

国民は国外に出ることが少ないので、国際機関というと一歩引いてしまう。原告がかつてジュネーブの国際人権理事会を傍聴して分かったことは、日本の外務省がウソを平気で述べられる場所だったことである。この時に国民が知らない国際会議の場で、日本政府が自由にウソを述べているということを裏返せば、他の国の代表もウソが付ける場所なんだと判断した。自由にウソがまかり通る国際会議のIAEA, UNSCEAR, ICRPら

がこう言っているからと、国民を騙すことはいとも簡単なことだと判断した原告は、あれ以来、国際機関という者の言うことには、実証のないウソが潜んでいると考えるようにしている。

放射線に関して多論を呈している IAEA, UNSCEAR, ICRP らが示す放射線防護基準の中で、ICRP が推奨した一般公衆の被ばく限度を 1 ミリシーベルト/年間という数値は、原子炉等規制法及び放射線障害防止規則に告示されているが、それ以外の 100 ミリシーベルトとか 20 ミリシーベルトという数値はどこにも決められていないことに注意しなければならない。

(6) 推定・推計は証拠とならない

本件事故後に推定・推計という言葉は、政府が示す数値のいたるところにあふれているが、これは公式に使うことができない。理由は、人の被ばくは推定・推計では証拠にならないので、実数でもって被ばく被害量としなければならない。

しかし、本件事故直後に、被災者それぞれのスクリーニング検査が正しく行われていないので、被害者が被ばく被害を訴えても、それを否定する証拠は国にも、福島県にも存在しないので、被ばく被害ではないとそれぞれの災害対策本部は反論できないのである。

本件事故後に事実を偽装する集団（国際機関も）は、推定・推計という言葉を用いて、被ばく被害の隠ぺいに悪用してきた。推定・推計の数値は大まかな仮の数値なので、やがて、実測値に置き換えなければならない性質のものである。

以下は、原子力災害現地対策本部が指示したもので、測定 of 正確性を否定したことが記されている。これが推定・推計の正体であり、福島県民を騙した証拠である。

緊急時環境放射線等モニタリング実施計画

平成23年3月18日

原子力災害現地対策本部

(2) 測定方法

- ・測定は NaI シンチレーションサーベイメータ、又は 電離箱サーベイメータ より測定するが、第1班、第2班については $30 \mu\text{Sv/h}$ 以下を基本とし、これを超過した場合にはその地点から先の測定は行わないものとする。
- ・測定地点は、別紙地図に定める 定点 を含むエリアから適切な間隔を持って選定するものとする。
- ・なお、定点での測定を行った場合は、測定の都度、測定値を国に報告すること。

上記の記述を読むと、 $30 \mu\text{Sv/h}$ 以下は計測して、それ以上は想像の世界にすることを指示したと想像できる。この場合、放射線モニタリング班の測定結果に信頼性がなく、虚偽でありますよと公言している。

7. 思い込みの危険性

あなたは何を信じるのか？日本人は自分で答えを出すのが苦手だ。本件事故後特に発達したのはネット上の交信がある。そのネット上の多くが、誰かの言葉をシェアすることによって原告は違和を感じていた。誰かがこう思うのに対して俺は（私は）こう思う、或いはそれは間違いだという提言や反論が少ないことに違和感があった。原告が感じていたのは、現場の経験や体験の実歴及び、法令と証拠の理を正解することができない専門家が大量登場して、事故の被害を論じていたことに、なんでこの人はこのようなことが言えるのだろうかという疑問を抱えていた。特に、呼名を出して批判したいのは、山下俊一、田中俊一、高村昇、長瀧重信らが本件事故後の被ばく問題で、問題は無いと発言したことについて、彼らは何を基準にして問題は無いとしたのか、明白な証拠を示していないで、いい加減ないことを言いふらしていることについて、許しがたいと考えていたからである。

原告は国際機関のIAEA,UNSCEAR,ICRPを信任していない。理由は日本の規格基準に則っていない任意の団体が、国民の主権（生命、身体及び財産保護）に関して、法的に何ら関与できないのである。又、彼らの雇用主である構成国に、不利な証言をすることはないからである。特に、UNSCEAR,2013年報告のいたるところに虚偽記載がある。これで、福島県立医大は甲状腺がんの発症原因を否定しているが、証拠となる土台が腐っているので、虚偽をウソで正論としようとしているが、その向かう先は砂上の楼閣に過ぎない。

いい加減なものと断じたのは、原発事故が起きたら最初に行動することになっていた、福島県原子力センターが実施した緊急時環境放射線モニタリングのデータを公表した（実は、公表していない）実データを示さないで、放射能の影響をいずれも否定しているからである。同時に信ぴょう性を裏打ちするために、事故前の環境放射線モニタリングデータとの突合を行わない（大きな開きがあるので突合できない）で、過去の論文で本件事故の被ばく被害を論じるしかない者たちだと、上記に記した者を批判する。

したがって、実データと過去のデータの差の提示がない言葉だけの安全論を信じることは、不幸なことにつながる。因みに、山下俊一が語った100ミリシーベルト以下では発症しないという言葉を実証する証拠は、世界中どこにも存在しない「流言の流布」であることを知るべきである。

8. 最高裁判所の判示を読む

2022（令和4）年6月17日、最高裁判所第二小法廷で示された「津波対策をしても本件事故は防げなかった」と、被告国の責任を否定した判示は、全国の同類裁判の原告たちと国民に大きな衝撃を与えた。

原告も一瞬、事実とかけ離れたあり得ない判決だと3人の判事に嫌悪感を抱いた。

冷静にこの判示を分解して原告に都合の良い解釈をすると、以下のような結論に至る。

- 被告国は被告国民と同類項である。
- 被告国に責任がないということは、国民にも責任がないという意味になる。
- 国民に責任がないことを国の行政機関は、国民に法的に強いることはできない。
- 国の行政機関が責任のないこととは、法的に責任がないので、国の責任において事故対応に一切関われないと理解できる。
- 国が事故対応に関われないので、国民の税金を事故対応に使うことができない。
- 国に責任がないので、災害対策基本法にも原子力災害対策特別措置法にも関わる役務が国に存在しなくなる。
- 国は被災者ら国民に与えた不利益を解消するために、加害者被告東電に被害の解消を求めなければならない。
- 国民には本件事故の復旧・復興に要した負担金（特別課税）を支払う義務は存在しない。
- ゆえに、被告東電は最高裁判示によって、単独で本件事故で発生した債務の一切の責任が確定した。

本件事故によって、国民、被災者に恐怖を与え地域社会を破壊したのだから……、事故前の状態になるまで、被災者に対して被告東電はその責任を果たさなければならない。

おわり



第30回口頭弁論報告

冨塚 元夫（たんぼぼ舎）

〔たんぼぼ舎メルマガ【TMM:No. 5088】2024年9月27日（金）地震と原発事故情報より転載〕

9/18 「民をだまし大地と海を汚した東電と国の責任を問う」

井戸川裁判（福島被ばく訴訟）第30回口頭弁論報告

次回公判は2025年2月5日（水）、判決公判は、2025年7月30日（水）

◎ 9月18日（水）9時30分に東京地裁正門前にて傍聴前小集会に参加し、10時過ぎに103号法廷に入りました。前3回と同様原告席には井戸川さんが一人だけで座っておりました。傍聴席は徐々に増えて80人くらいになりました。被告席には東電・国側弁護士が10人位いました。

前は井戸川さんが30分の陳述を認めてもらい、第36-2, 37-1,2, 38,39準備書面の骨子を説明しました。

被告が提出した準備書面等の主張に全面的に反論するもので、井戸川さんの提出予定書面はほぼ終了です。

◎ 本日は午前中の原告側証人尋問と、午後の本人尋問でした。

原告側の証人の井上さんは事故当時は社会福祉協議会の事務局長で、2011年4月から2013年3月まで埼玉県加須市の双葉町仮役場で副町長を務めました。

主尋問は井戸川さんの質問で40分、反対尋問は国と東電それぞれ15分でした。

◎ 井戸川さんの質問に対する井上証人の返答の主なものは下記のとおりです。

「原子力災害訓練で行われたような国からの避難指示はなく3月12日に町の避難指示放送があったので、利用者・職員と川俣町に避難した。要介護者53人を2階から車いすを抱えておろした。重度の要介護者は双葉高校のグラウンドに運びヘリコプターに乗せた。

何の事故情報・放射能情報もなかったので、職員も利用者もみな放射能を浴びた。3月13日川俣町で検査官の指示でスクリーニング検査した。指示により顔・手を何度も洗ったが放射能は落ちなかった（針が降り切れて測定できなかった）後日、髪の毛、体毛が薄くなった。髪の毛は戻ったが、体毛は戻らない。体がだるく、いらいらし、できものが出来たり、目が悪くなった。皮膚科や内科に通院したが、東電からお詫びの言葉はなかった。

今後の健康悪化を心配している。賠償してほしい。酷い被ばくをした上に、友を失い故郷を失った。

6月17日の最高裁判決を聞いた時は信じられなかった。」

◎ 午後の本人尋問で主尋問は判事3人が井戸川さんに質問した。

井戸川さんの主な返答は下記の通りです。

「3月11日の地震発生時は富岡町で会議していた。渋滞を避けるため海側の道を通り双葉町役場に帰り、対策本部を立ち上げた。旧原子力安全・保安院の現地保安官からは何の情報もなかった。東電からFAXがあっただけだった。国・県からオフサイトセンターに集まるようにという

連絡はなかった。(原子力災害マニュアル違反)

3月12日の1号機のベントの情報もなかった。10km以内住民に避難指示が出たことはテレビで知った。

川俣町では避難受け入れ体制なかったが、特別の計らいで受け入れてもらった。

県の対策本部に電話入れたが大混乱していた。3月31日に埼玉県加須市のスーパーアリーナに到着し、埼玉県庁に受け入れてもらった。加須市の旧騎西高校校舎に双葉町役場を立ち上げた。国・県からは公文書による情報は一切無かった。事故が発生したら国・県・市町村でつくるはずの現地合同対策協議会の参集要請は無かった。毎年原発事故想定の実地訓練してきたのに、何の役にも立たなかった。

東電は事故は起こりませんと言ってきたのに、起こったら市町村を無視して勝手に決めた。完全に違法である。

体調の変化が出てきた。体毛が抜けた。喉が痛く声が出ないときもあり、目もおかしく、疲れやすくなり、鼻血もでた。」

◎ 反対尋問では、事故の原因と事故後の対策とは無関係な質問しか出なかった。

国も東電も、事故後違法な事故対応をしてきたという主張に反論できなかった。

町長になる前に経営していた会社を長男が経営しているが、井戸川さんは関与しているかなどという質問があった。

井戸川さんは、騎西高校で長い間24時間勤務していた。それでは身体が持たないので借家に移って高校へ車で通うようにした。



原告・本人尋問 え・山本

証人尋問 傍聴記

中村 宜文

口頭弁論の当日、いつもは事前集会の後に裁判所の玄関からすぐ中に入るのですが、今回は、一旦玄関前の軒下に集まって時間になるのを待ち、時間になったところで順番に傍聴券を受け取ってから、ようやく中に入れました。

午前の証人尋問は、井戸川町長のもとで副町長をされていた井上さんが証人に立ちました。

40分間の井戸川さんからの質問(主尋問)に井上さんは、被災後の職場での様子について、原子力防災訓練に参加したときの様子について、避難の様子についての証言と、原発事故による双葉町やご自身の影響の酷さや、被告国・東電の対応の酷さ、その他について、証言をされました。

特に私が印象に残ったことは、13日の夕刻のスクリーニング検査で検査官から検査値が高いため「すみません、顔と手を洗って来て下さい」と言われたことです。洗って来たら、再度

洗って来てと言われ、それでもダメで、再々度洗って来てと言われたそうで、3回洗っても高いままだったそうです。

それともう一つ印象に残ったことは、国の責任論について。もし国に責任がないなら、国として復興事業はできない、国ではなく東電のみがタスクを負うことになるはずだと話され、結局、国には責任があるのだとおっしゃっていました。

主尋問の後は、被告国の代理人からの質問でしたが、たった一回の質問で、11、12日の様子を探ただけで呆気なく終わりました。

その後15分間、被告東電の代理人からは、復興が進んでいるといいかげな現在の双葉町の様子に関する質問や、避難した旧騎西高校の校長室は町長ひとりには贅沢だろうといいかげな質問、副町長のときの復興プラン作成に関する質問、その他の質問がありました。

被告らからの質問の後は、裁判長を除く二人の陪席の裁判官からの質問がありました。

特に私が印象に残ったことは、賠償問題について井上さんは、1mSvでは20分の一（の額でしかない）とっていて、「今の賠償は20mSv/年間ですが、もともとは1mSvなんです、20mSvで算出するのでなく、1mSvで算出してほしい」と井上さんがおっしゃっていたことで、全くその通りだと思います。

午後の証人尋問は、原告の井戸川さん本人が証人に立ちました。主尋問は陪席裁判官から、被告東電の代理人からはクドクドと質問が、被告国の代理人からはたった二問の質問でした。

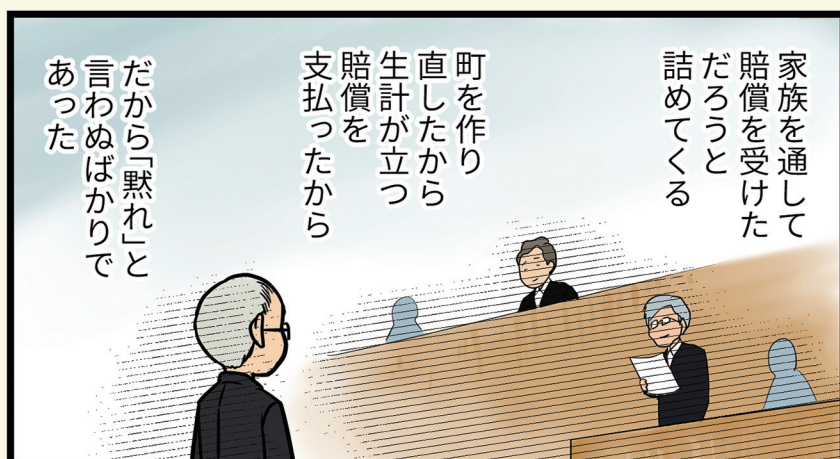
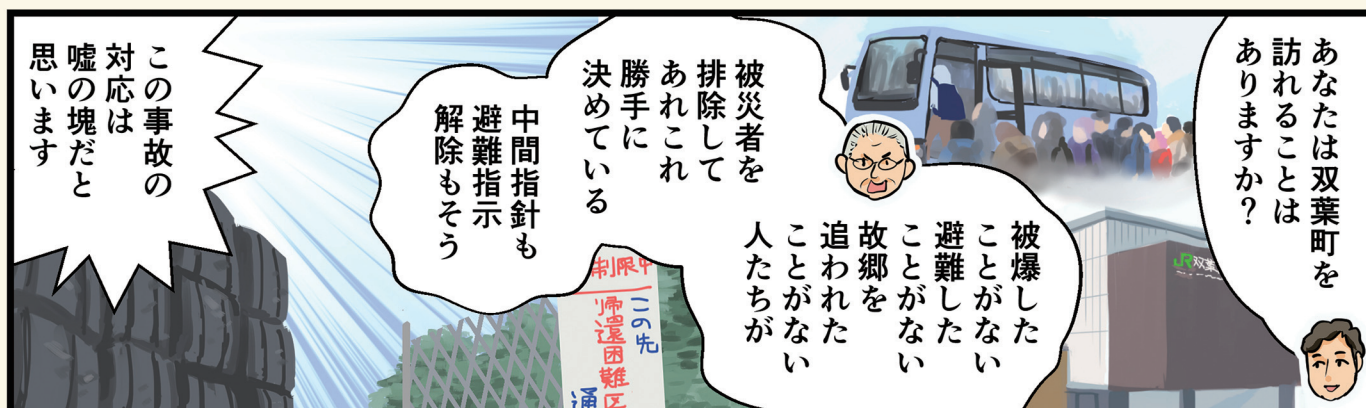
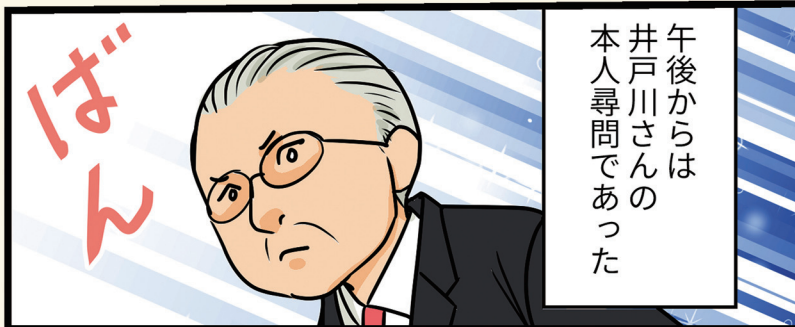
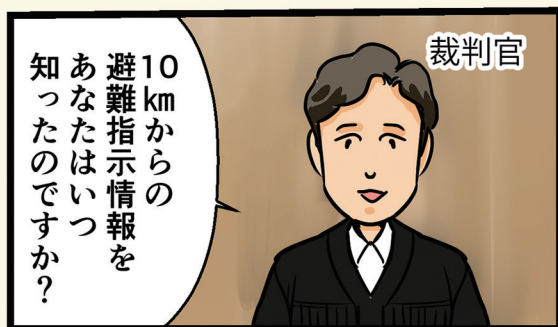
細かい点については割愛しますが、私が特に印象に残ったことは、12日にベントがあって、そのベントで被ばくした方々がいたことをハッキリ聞いたのがはじめてだったことです。そのベントに関連してだと思うのですが、井戸川さんは「半日遅れの10km避難指示だったから、とんでもないと思った」と証言されていました。ベントによって原子炉から直接排出される極めて高濃度の放射性物質を含む蒸気によって住民が知らずに被ばくしたことは、ほとんど詳しく報道されておらず、私としては衝撃をうけました。

他に印象に残ったことは、井戸川さんが体調の変化で体毛が抜けてしまい、銭湯に行ったら「きれいな肌ですね」といわれたとのこと。また、あの日に井戸川さんが出先から車で、津波の到来前に海の道路を通過して双葉町役場まで戻られたそうで、10分遅かったらダメだったとのことで、津波に遭わなくて良かったと思いました。

証人尋問終了後に、裁判長から傍聴人はほぼ静粛に聞いていてよかった旨の発言がありました。私も、初めての証人尋問傍聴でしたが、皆さんも聞き逃すまいと真剣に傍聴されていました。



国、東電代理人 え・山本



原発立地帯双葉町の悲劇

事故は終わっていない

作画・常夏さわや

二〇二四年
9月18日
東京地裁にて

井戸川裁判の第30回
口頭弁論が開かれた
午前と午後に分れて
原告側の
証人・本人尋問があり

井戸川さんの
友人であり
副町長であった
井上一芳氏が
証人尋問に立った

今の双葉町には
新庁舎となった
双葉駅もあり

JR常磐線が
全線開通して
いるのは
ご存知ですか？

はい
知っています

双葉駅の西側には
86戸の公営住宅が
完成しています

あなたの知り合いで
この住宅に戻ってきて
暮らしている人は
居ませんか？

わかりません

あなたは
副町長だった時
双葉町の復興の
あり方に
どんな意見を
お持ちでしたか？

本来は
1ミリシーベルトです！
20ミリシーベルトで
解除するのは反対です

避難指示が
解除された
エリアは全体の
15%ほど

さきほど
80世帯の
駅西住宅を
作られたと
仰っしゃり
ましたが
解除されて
2年たっても
元々の双葉町民は
64人しか
戻っていません

分かりました

新しいホテルを
建設予定で
人も集まり企業も
投資を判断する

今の双葉町を
どう思いますか？

私なら
やらないでしょう
現地知ってる

井戸川裁判 福島被ばく訴訟



第31回 口頭弁論のお知らせ 最終回

2025年 **2月5日** (水) 10時30分開廷
東京地方裁判所103号法廷 (傍聴は原則先着順です。入場者多数の場合、抽選ですので、10時までにお願いします。)

東京地方裁判所アクセス：地下鉄「霞が関駅」A1出口(丸ノ内線・日比谷線・千代田線) 徒歩1分
地下鉄「桜田門駅」5番出口(有楽町線) 徒歩6分

9時30分からの **地裁前事前集会** にも参加協力をお願いします

報告集会

報告：井戸川克隆さん(原告)

会場：東京国際フォーラム
ガラス棟会議室402

受付：12時30分 開始：13時～

(会場内での食事はできません)



あとがき

9月18日は、原告本人尋問、井戸川さんに、証人尋問の井上さんということで、東京地裁前の事前集会(表紙写真)に、103号法廷もほぼ満席。その様子は、冨塚さん、中村さんの傍聴記に。国、東電喧伝の「絶対安全」がもろくも崩れ去り、近隣住民の安全は事前の避難訓練の甲斐なくもろともに霧散消滅！この現実を直視させられた井戸川町長、首長ただ一人、国、東電の無責任と戦う!! 2月5日結審、7月30日判決。共闘、支援、応援、よろしくお願いします。(沼尾)

会員募集・寄付のお願い

「井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会」では会員の募集(年会費1000円)及び寄付による支援のお願いをしております。ぜひ、お知り合いの方へもお声を掛けてください。

入会・寄付を希望される方は郵便振替用紙に以下の事項を記入してお振込みください。

通信欄：振り込みの名目「会費」「寄付」など。郵便番号、住所・氏名、電話番号、メールアドレス

口座番号：00110-6-361267 口座名義：井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会